

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都ＬＰガス協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して避難所の救援活動を円滑に支援するため、ＬＰガス及び燃焼器具（以下「ＬＰガス等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時におけるＬＰガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第２条 災害時に必要なＬＰガス等の調達及び供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の支部に対して必要な指導を行うものとする。

２ 甲は、東京都内の区市町村と乙の支部とが災害時のＬＰガス等の供給に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行い、乙は、乙の支部に対し当該協定等の締結を指導するものとする。

（協力要請）

第３条 災害時において、甲がＬＰガス等を避難所へ供給するために必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に対して、ＬＰガス等の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第４条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、避難所へのＬＰガス等の優先供給、運搬等について積極的に協力するよう努めるものとする。

２ 甲は、災害時において避難所へのＬＰガス等の供給が円滑に行われるよう、平素から受入体制の整備に努めるよう区市町村に働きかける。

（費用）

第５条 前条第１項の規定により乙等が避難所へ供給したＬＰガス等の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、ＬＰガス等の供給を受けた避難所の設置者が負担するものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びLPガス等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、その協会活動を通じて、日常的なLPガス等の備蓄、緊急時対応設備の整備の重要性の認識等乙の会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

2 甲は、この協定を円滑に機能させるため、甲及び避難所の設置者の実施する防災訓練等に、乙等の参加を求めることができるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又は、この協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年5月19日

甲 東京都環境局長

長谷川 明

乙 一般社団法人 東京都LPガス協会会長

尾崎 義美

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定細目

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都ＬＰガス協会（以下「乙」という。）とは甲乙間の平成２６年５月１９日付け「災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定」（以下「本協定」という。）第８条の規定に基づき、業務内容及び損害賠償等に関し、次のとおり本協定の実施細目を締結する。

（供給要請）

- 第１条 甲は、東京都内の区市町村から、避難所へのＬＰガス及び燃焼器具（以下「ＬＰガス等」という。）の供給要請を受けた場合は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に供給要請をすることができる。
- ２ 乙等は、前項の規定による供給要請を受けた場合は、要請のあった区市町村の避難所へ優先的にＬＰガス等を供給する。
- ３ 甲から乙等への要請は、供給開始希望年月日、供給場所、供給するＬＰガス等の数量及びその他必要な事項を記入した別紙によりファックス、メール等で行うものとする。ただし、別紙により要請する時間がないときは、口頭で要請した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

（運搬及び設置）

- 第２条 ＬＰガス等の避難所への運搬及び設置は、甲又は乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に対し、ＬＰガス等の運搬及び設置に関する協力を求めることができる。
- ２ 乙等は、避難所の設置者から納品の確認を受けた上で、ＬＰガス等を引き渡すものとする。
- ３ 乙等は、要請を受けた供給ごとに、ＬＰガス等の運搬及び設置の業務が終了したときは、別紙により甲へ報告するものとする。ただし、別紙により報告する時間がないときは、口頭で報告した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

（費用）

- 第３条 本協定第５条に規定する対価及び費用の額は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙等及び供給を受けた区市町村との間で協議の上、決定するものとする。

(価格高騰の防止)

第4条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

(緊急通行)

第5条 乙等は、災害時にLPガス等を円滑に運搬するための「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章(ステッカー)」の交付を甲にあらかじめ申請する。

2 乙は、「緊急運搬車両用横断幕等」をあらかじめ備え、乙等は災害時にLPガス等を運搬する車両にこれを掲げるものとする。

(従事者の損害補償)

第6条 甲は、乙等の職員及び従事者(乙等の依頼により運搬業務に従事する者を含む。)について、本協定に基づく業務の実施による死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令(条例を含む。)による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(損害の処理)

第7条 本協定に基づく業務等の実施に伴い、甲及び乙等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はLPガス等の運搬に使用された車両等に損害が生じたときは、乙等はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しその処置については、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月19日

甲 東京都環境局環境改善部長

木村 尊彦

乙 一般社団法人 東京都LPガス協会会長

尾崎 義美